

令和6年度 第1回 南島原市入札監視委員会 会議次第

開催日時	令和6年7月18日(木)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3階 D会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 日野江城跡雨水排水整備工事(本丸-1工区)</li><li>② 南島原市防犯街路灯改修工事(1工区)</li><li>③ 有家庁舎照明器具LED化工事</li><li>④ 市道出水路木線道路改良工事(栄原工区)(舗装工)</li><li>⑤ 市道南島原自転車道線整備工事 口之津3-2工区</li><li>⑥ 島田橋橋梁架替工事</li></ul> <p>3. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① (NO.8 No.36「島田橋橋梁架替工事」について) 「島田橋」を「島田橋外～」として設計変更し金額も大幅に増加しているが、No.36で不落としているのは2回目として1者入札を認めたのか？</li><li>② (No.35「市道南島原自転車道線整備工事 引無田川橋外1橋 橋桁製作」について) 橋桁製作で参加数2で、内1件は超過となっているが理由は？</li><li>③ 辞退の他に不参加とあるがどういう状態なのか。</li></ul> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①南島原市随意契約ガイドラインの制定について</li><li>②最低制限価格等の見直しについて</li></ul> <p>5. 閉会</p>

出席者 (委員)  (南島原市)	委員長 梅本 義信	委員 中村 良治
	委員 本田 博徳	委員 岩本 公明
	副市長 山口 周一	
	総務部長 米田 伸也	
	総務部 管財契約課	
	課長	大崎 玄勝
	検査班長	林田 満志
契約班長	楠田 真典	
契約班	宮崎 信一	
	本多 美和子	
総務部 防災課		
防災交通班長	下田 猛	
建設部 建設課		
課長	川口 泰司	
自転車道路整備班長	本田 正幸	
建設改良班長	田中 宏和	
維持防災班長	伊藤 哲朗	
教育委員会 文化財課		
課長	中村 隆敏	
文化財班	松本 海	
市民生活部 有家支所		
支所長	成松 洋子	
市民窓口班長	松永 勝也	

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>①日野江城跡雨水排水整備工事 (本丸-1 工区)</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入札業者7者のうち、4者が「辞退」となっている。辞退の理由を明らかにされたい。</li></ul> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当初は5者全てで超過で不落。今回7者中4者は辞退、2者は超過で99.30%と高い落札率の原因は何か。</li></ul> <p>設計の見直し箇所及び再指名された業者があるか。</p>	<p>【担当課】 業務概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入札業者の辞退理由については、「手持ち工事があり、人手不足により工期に間に合わないため」となっています。</li><li>・当初5者全て超過、今回7者中4者辞退、2者超過で高い落札率につきましては、手持ち工事があり、人手不足のため工期に間に合わないことや史跡内での工事であり、工事現場までの進入路が狭く、重機を使用する施工が厳しいこと、資材の搬入が人力での運搬となり手間がかかることなどから、指名業者において、落札意欲が低かったものとされたと推測しております。</li></ul> <p>設計の見直しについては、当初発注後に史跡原城跡・日野江城跡専門委員会との協議において排水施設整備箇所の見直しを行っています。また、設計変更による、再指名の業者はありません。</p>

<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土嚢でされてるというところは、どこか排水工が伸びたということか。</li> </ul> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それをやめてきちんとした排水を作るのか。No.9の工事で土嚢工がある。なので、排水工をきちんとした形で整理するので土嚢工がなくなったのか。</li> </ul> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりました。</li> </ul> <p>②南島原市防犯街路灯改修工事（1工区）</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札額が超過者で予定価格の1.41倍、入札額が失格者で予定価格の0.83倍と大きく差が出た原因は何か。</li> </ul> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格340万円程の工事だが落札者以外は2者失格4者超過であり入札額に100万円～200万円の大幅な差が生じている。原因は何</li> </ul>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.32を執行する際は設計変更を行いました。No.9の結果が応札された5者全員超過していたため、指名業者は全て変更しております。No.32の4者の具体的な辞退理由につきましては下記のとおりです。</li> <li>・A社 手持ち工事があり人手不足の為</li> <li>・B社 工期内に完了の見込みが無い為</li> <li>・C社 自社の手持ち工事の都合の為、工事を工期内に竣工出来ない為</li> <li>・D社 工期に間に合わない為</li> </ul> <p>【文化財課】</p> <p>排水管を抑えるため土嚢を使用しています。</p> <p>【文化財課】</p> <p>1回目も2回目も土嚢は使用しております。</p> <p>【担当課】 業務概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p>
--	---

か。

**【委員】**

・300万円ぐらいの工事だが価格差が大きい。これは単に落札意欲が低かったということだけなのか。普通であれば、取らないと思うものは丸めた数字で応札されるようだが、細かく千円単位まで数字が入っている。直接工事費が、近似値ということは、他のところで、調整されているのか。

**【委員】**

・直接工事費が一緒だから価格差の原因が分からないではなくて、逆に言えば、その直接工事費が一緒ならば何でその諸経費が違うのか。例えば現在受注されてる手持ち工事を言うならば、発注者側は手持ち量を把握するような努力をしなければいけない。超過という形で除外されるような、そういうところを何かできないものか。

**【担当課】**

・今回の工事内容は既存の防犯街路灯 20 箇所の LED 化に伴うものであります。

防災課の積算書と業者から提出された工事費内訳書を比較すると、直接工事費ではほぼ近似値となっております。歩掛等を参考資料として提示しており、予定価格程度の積算をしている入札者もいるため、バラツキの原因として、これといった把握はできておりません。

しかし、現在受注されている手持ち工事を考慮されることがあります。そのようなことから、高い落札意欲を持って応札された 3 者と落札意欲が低かった 4 者が応札されたものと推測しております。

**【事務局】**

・今回の工事については参考見積りでの設計になっているため、直接関係する部材等を公表している。それ以外の諸経費などで少し業者間で違いがあったのではないか。

**【事務局】**

・今回は指名競争で行ってますが、実績や手持ち工事を考えて指名しています。一般競争入札であれば、受注意欲が高ければ参加してもらえますが。諸経費、直接工事費以外の部分は、今回については、通常の積算ではなく業者からの参考見積りを元に積算しています。

**【委員】**

・例えば安全管理費や現場管理費、一般管理費のどこに重きをおいているのかを見ることによって、現場管理費あるいは安全管理費等どこが足りないのかということまで発展してほしい。

積算は市が行うが、それを現場で施工するのは施工業者。施工業者が何を欲しがっているのか諸経費で見えないのか。次の積算の時に、安全管理費や一般管理費、仮設費等を計上してあれば、それが次の積算の参考になるのでは。

**【委員】**

・施工業者が本当に欲しい仮設費や、現場管理費、安全管理費等がもし出ているのであれば、次の機会に拾ってほしい。

**【委員】**

・そういうところも気にしてみたい。

**【委員】**

・諸経費をできるだけ業者が欲しがってる。建築は諸経費を一括計上するため中身が分からない。

**【委員】**

・こういう場合に直接工事費はほぼ同じで、違うのは諸経費という事になる。このLED工事でそんなに諸経費がばらつくのか。難しい工事現場だったら、進入が狭いとか色々あるから考えられるが。LED工事関係でこんな違うのは、考えにくい。

**【事務局】**

・できるだけ複数の業者から見積を取り、諸経費に対する市としての計上の在り方については、今後検討したいと思います。

**【事務局】**

・次もあると思うので内容についてはもう一度精査します。

**【事務局】**

・確かに言われたとおり、価格差が大きい。一般的に諸経費、一般管理費は率的に決まる。  
・今回については一律で直接工事費の何%という形で計算されるが、在り方について、それが実際の実情に合うかどうかはこれから検討します。

<p><b>③有家庁舎照明器具 LED 化工事</b></p> <p><b>【抽出理由】</b></p> <p><b>【委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計内容見直しとはどういう内容なのか。</li> </ul> <p><b>【委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積りを見直した場合、前と後では工事金額はどのくらい違うのか。</li> </ul> <p><b>【委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増額か。</li> </ul>	<p><b>【事務局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・額として大きな工事ではないのに価格差が大きいのは、何か実際の業者との比較はあるのかもかもしれません。今後、積算するに当たっては注視しながら積算します。</li> </ul> <p><b>【担当課】 業務概要の説明</b></p> <p><b>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</b></p> <p><b>【担当課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営繕工事における諸経費の共通費の取扱いについては、長崎県が令和5年度中は「平成28年改定」の積算基準を採用していたため、本市もその取扱いを準用していたが、本工事の当初起工設計時に誤って「令和5年改定」を採用したことにより、令和5年度中に発注する他の営繕工事と統一性を図るために、入札中止となりました。</li> </ul> <p><b>【事務局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月1日に公告を行っていましたが、諸経費の算定に誤りがあり、正しい積算が行われていなかったことが判明したため、公告の取消しを行いました。翌月、設計書を変更したうえで、再度、制限付一般競争入札の公告を行い落札に至っております。</li> </ul> <p><b>【有家支所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税込みで約200万円です。</li> </ul> <p><b>【有家支所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減額です。</li> </ul>
---	--

<p><b>【委員】</b> ・基準を一緒にしたということで分かりました。</p> <p><b>【委員】</b> ・諸経費だけで 200 万円も違うのか。</p> <p><b>④市道出水路木線道路改良工事（栄原工区） （舗装工）</b></p> <p><b>【抽出理由】</b></p> <p><b>【委員】</b> ・入札業者 12 者のうち、2 業者が「無効」となっている。無効理由を明らかにされたい。</p>	<p><b>【有家支所】</b> ・そうです。</p> <p><b>【事務局】</b> ・その案件だけ違うと他の案件との統一性が図られないため、旧の平成 28 年改定分を使用しています。</p> <p><b>【担当課】 業務概要の説明</b></p> <p><b>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</b></p> <p><b>【担当課】</b> 【22】を含む【17, 18, 19, 20, 22】までの工事は、11 月 30 日開札の制限付一般競争入札で土木 B ランクを対象に、「類似工事における受注機会拡大の運用について」の規定に基づき、類似工事として発注しております。 委員長ご指摘の無効理由につきまして、【22】市道出水路木線道路改良工事（栄原工区）（舗装工）の第 1 位落札候補者は、最低価格で応札されておりますが、先に開札された【18】市道田中高貝野線舗装工事の落札候補者となられ、類似工事適用のために【22】市道出水路木線道路改良工事（栄原工区）（舗装工）では無効という結果となりました。 また、【22】市道出水路木線道路改良工事（栄原工区）（舗装工）の第 2 位落札候補者は、先に開札された【19】市道向堀切線道路改良工事の落札候補者となられ、類似工事適用のために</p>
---	--

<p><b>【委員】</b> ・類似工事ということだが、No.17 からNo.22 は類似工事だと事前に説明しているのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・わかりました。</p> <p><b>【委員】</b> ・一般の人がわかるように、入札結果に類似工事受注とか、書くことは出来ないのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・せっかく公表するのであれば、不信感を持たれるような掲載は如何なものか。</p> <p><b>【委員】</b> ・せっかくインターネットで公表しているのでわかりやすい方がよいのでは。</p> <p><b>【委員】</b> ・例えば書類の不備で無効と書かれるのがあるのかどうかというところがあるが、類似工事は明らかに、発注者が意図して処理した事なので。</p> <p><b>⑤市道南島原自転車道線整備工事 口之津 3-2 工区</b></p>	<p><b>【22】市道出水路木線道路改良工事（栄原工区）（舗装工）では無効という結果となりました。</b></p> <p><b>【事務局】</b> ・類似工事を条件にして公告をしております。</p> <p><b>【事務局】</b> ・参加される方は公告でわかるが、確かに一般の人は結果を見ただけではわかりにくいかもしれません。</p> <p><b>【事務局】</b> ・無効の理由には、類似工事による無効以外にも、入札書の不備があったり、色々な理由で無効というのがあります。</p> <p><b>【事務局】</b> 類似工事による無効については今後の公表の在り方を検討します。</p> <p><b>【担当課】 業務概要の説明</b></p>
--	---

<p><b>【抽出理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者は最低制限価格に極めて近い価格で入札しているのに対し、他の4者は予定価格を大幅に超過し開きが大きい。原因は何か。</li> </ul> <p><b>【委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほどの案件と似たようなことだと思うんですが、監視委員という立場で見ていくと、ある業者は最低制限価格に非常に近いところにしてあり、あとは、大幅に超過したものが4者あるということも何か変ではないかと思えます。直接工事費はほぼ近似値だということは、諸経費ということですか。諸経費のとり方で、具体的にどの部分だというのわかっていますか。</li> </ul> <p><b>【委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それがさきほど言われた5差路という、施工条件の違いからくるものかということか。</li> </ul>	<p><b>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</b></p> <p><b>【担当課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設課の積算書と業者から提出された工事費内訳書を比較すると、直接工事費ではほぼ近似値となっており、官積に問題があったとは考えられませんでした。このような結果となった要因としましては、本工事は5差路の変則交差点部に橋梁が接続しているなど、施工条件によるものであると考えております。</li> </ul> <p><b>【事務局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件は、令和4年度に2回、制限付一般競争入札により執行しましたが、全者超過による不落や2者に満たず中止となるなど落札まで至りませんでした。令和5年度に工事区間の変更を行い、令和5年12月に指名競争入札を実施しましたが、4者辞退、2者超過、1者失格により不落となっております。【51】となる令和6年2月は設計変更を行い、令和5年12月入札で辞退や超過以外の業者より選定を行い落札に至っております。</li> </ul> <p><b>【建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費等です。現場管理費関係は差があります。</li> </ul> <p><b>【建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そうです。</li> </ul>
---	--

<p><b>【委員】</b>  ・諸経費は現場管理費で計上しているところが多いとなれば、その標準的な現場管理費で、標準的な現場管理費と言っても、街中とかいろいろありますけど、受注する業者がいたからそれで収まる。</p> <p><b>【委員】</b>  ・現在、監督する人が大変だと思う。自分たちが積算した現場管理費、率だけで十分な安全費の積み上げ等そういうのに支障はないか。  これはまだ施工中か。</p> <p><b>【委員】</b>  ・やはり現場管理費プラス安全費。安全費を発注者がどういう形で、積算して出せるか。  例えば業者が標準で積算している安全費以外の要望があった場合、必要であれば設計変更するが、設計変更しないで事故があった時は発注者にも責任がある。そういうところは注意してほしい。標準だけではなくて。</p> <p><b>【委員】</b>  ・発注者としても追加したいものがあるかもしれない。よろしくお願いします。</p> <p><b>⑥島田橋橋梁架替工事</b></p> <p><b>【抽出理由】</b></p>	<p><b>【建設課】</b>  ・基準書を基にそういう条件で、これが当てはまるかどうかという判断をしながら精査をしていきます。確かにこの現場条件としては、5差路で条件が悪いですが、入り口等を含めて確認しながらこの条件で入札を行った中で落札されたという事です。</p> <p><b>【建設課】</b>  ・施工中です。</p> <p><b>【建設課】</b>  ・業者から提案があった場合は現場をみて対応を検討します。</p> <p><b>【担当課】 業務概要の説明</b></p> <p><b>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</b></p>
--	--

**【委員】**

- ・ 全員超過となった理由は何か。

**【質疑内容① 委員】**

・ 「島田橋」を「島田橋外～」として設計変更し金額も大幅に増加しているが、No. 36 で不落としているのは2回目として1者入札を認めたのか。

**【担当課】**

・ 本工事は、1者応札がありましたが、予定価格超過であったため、不落となっております。建設課の積算書と業者から提出された工事費内訳書を比較すると、直接工事費ではほぼ近似値となっており、官積に問題があったとは考えられません。また、鋼橋架設工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものでありますので、業者において積算が困難であったとは考えられません。よって、業者の手持ち工事が多く、人員不足等の理由により、落札意欲が低かったものと推測しております。

**【担当課】**

・ 本工事は、島田橋及び下清谷橋はそれぞれ不落となっております、入札参加者が少ないことから、両橋とも橋梁架替工事であるため、合冊発注を行っております。なお、【No.8】【No.36】の入札参加条件は同一であり、一者入札を認めております。また、鋼橋架設工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものでありますので、業者において積算が困難であったとは考えられません。よって、業者の手持ち工事が多く、人員不足等の理由により、落札意欲が低かったものと推測しております。

**【事務局】**

・ 本案件は8月入札で入札参加者が2者に満たなかったため入札を中止し10月に再度入札を行ったものです。再度入札となる10月入札では、1者入札も可ということで競争参加資格委員会にて入札条件を決定しております。しかし、10月入札でも不落となったことから、12月に同条件で入札を行いましたがい

<p>【委員】 ・すごく難しい工事なのか。</p> <p>【委員】 ・橋梁自体の業者がそもそも少ないのか。</p> <p>【委員】 ・市内の業者ではないのか。</p> <p>【委員】 ・橋梁自体は別の業者が作成しているのか。</p> <p>【委員】 ・今回の番号No.8 は2回目だから1 者入札を認めているということか。</p> <p>【委員】 ・前に1回実施していて2 回目だから1 者入札可としており、その応札された1 者が不落になったということか。</p> <p>【委員】 ・場所はどこか。</p>	<p>不落となっております。その後令和6年2月に再度入札を行い落札に至っております。</p> <p>【事務局】 ・今回は、経緯として何回か不落があり、橋の工事は特に難しい。</p> <p>【事務局】 ・入札経緯が色々あり、島田橋単独、又は島田橋と下清谷橋を合わせて発注する。設定条件では、当初は鋼構造で発注していましたが、最終的には土木一式工事として業者選定をして落札に至っております。これについては他市の橋の発注状況、選定条件を見た上で行いました。</p> <p>【事務局】 ・今回は発注したのは、市内業者です。</p> <p>【事務局】 ・そうです。</p> <p>【事務局】 ・そうです。</p> <p>【事務局】 ・1回目は工期などの理由がないと1者では不可としております。2 回目はどうしても業者数から応札が少ないので、そこは委員会で協議した結果1者でも可としております。</p> <p>【建設課】 ・場所は、島田橋は加津佐町の野田になります。</p>
---	---

<p><b>【委員】</b> ・中学校のところか。</p> <p><b>【委員】</b> ・No.36 の内訳書不備とはどういうものか。</p> <p><b>【委員】</b> ・間違いですか。</p> <p><b>【委員】</b> ・設計変更して 2 つの橋を合算して、金額的にも入札の額としては、2 倍近くに増えているが、これは、同一入札の 2 回目という取扱いをするのか。</p> <p><b>【委員】</b> ・設計は厳密に言えば多分違うんだろうが、ただ、メタルに対しての業者が少ないということでそういうふう判断されたという事か。</p> <p><b>3. 審議案件</b></p> <p><b>【質疑内容② 委員】</b> No. 35 「市道南島原自転車道線整備工事 引無田川橋外 1 橋 橋桁製作」について橋桁製作で参加数 2 で、内 1 件は超過となっているが理由は。</p>	<p><b>【建設課】</b> ・中学校より南串側です。</p> <p><b>【事務局】</b> ・入札書とあわせて内訳書を添付するんですが、内容が違うものを添付されたものです。たまにありますが、間違って添付されても差し替えできないんです。</p> <p><b>【事務局】</b> ・同日に入札が何件かあれば、間違って添付される事もまれに有ります。間違って添付されても取り替えできません。</p> <p><b>【事務局】</b> ・そうです。応札が少ない案件等、条件や内容を加味しながら行っています。</p> <p><b>【事務局】</b> 設計変更になります。設計変更した場合は指名競争の場合は同じ業者を指名することもあります。</p>
---	---

<p>【委員】 ・わかりました。</p> <p>【質疑内容③ 委員】 ・ 辞退の他に不参加とあるがどういう状態なのか。</p> <p>【委員】 ・発生件数は少ないですか。</p> <p>【委員】 ・原因というのは、入札を忘れていたという事か。</p> <p>【委員】 ・入札時間まで待たなくてはならないのか。</p>	<p>【建設課】 ・ 建設課の積算書と業者から提出された工事費内訳書を比較すると、直接工事費ではほぼ近似値となっており、官積に問題があったとは考えられませんでした。このような結果となった要因としましては、超過した1者については応札意欲が低かったため、諸経費率の取り扱いに差異があったものと考えられます。</p> <p>【事務局】 ・不参加とは、指名競争入札において、辞退届の提出がなく欠席された場合に「不参加」としております。入札執行通知書に「入札の意思がない者は、直ちに関係書類を返却して、入札辞退届を提出すること。」と表記しておりますが、辞退届の未提出や連絡もなく欠席される場合があるのが現状です。そういう場合、不参加という記載をしております。</p> <p>【事務局】 ・まれにあります。不参加というのは連絡もなく来られないので、指名競争の場合は会場で入札時間まで待って、入札の執行を行っています。</p> <p>【事務局】 ・不参加だったときの理由は聞いてないので分かりませんが、応札意欲がなく欠席される場合もあるようです。工事は少ないですが、業務委託などでまれにあります。</p> <p>【事務局】 ・そうです。</p>
--	---

**【委員】**

・ペナルティーはないのか。

**【事務局】**

・不参加についてのペナルティーはありません。  
他市では指名停止などの措置をしているところ  
ありますが、当市の場合はありません。